

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年2月15日提出

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース  
証券に係るファンドの名称】 (毎月分配型)

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 繼続募集額500億円を上限とします。  
証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### ( 1 ) 【ファンドの名称】

NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）

以下、「当ファンド」または「ファンド」といいます。

### ( 2 ) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### ( 3 ) 【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

### ( 4 ) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

\* 本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができますほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス [www.nnip.co.jp](http://www.nnip.co.jp)

### ( 5 ) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.78%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

\* 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く）

自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### （6）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く）

#### （7）【申込期間】

平成29年2月16日（木）から平成30年2月15日（木）まで（継続申込期間）

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

#### （8）【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページでご覧ください。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス [www.nnip.co.jp](http://www.nnip.co.jp)

#### （9）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照ください。

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

継続申込期間について、申込みの受付けは原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。また、シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、毎年の12月24日においては、原則として取得の申込みを受付けないものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する＜自動けいぞく投資コース＞と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う＜一般コース＞があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。

＜自動けいぞく投資コース＞を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします（以下同じ。）。

申込金額には利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金代金をもって、他の投資信託を買い付けることをいいます。）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。スイッチング時の手数料等、詳細は販売会社にお問い合わせください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託「NNケイマン・ファンズ NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス」受益証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは追加型投信／海外／債券に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／債券とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が海外の債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（債券　社債　低格付債））とは、投資信託約款において投資信託証券を通じて主としてハイ・イールド（低格付）債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

#### <信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、500億円を上限として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## <ファンドの特色>

下記の「ファンドの特色」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（米ドル建てのハイ・イールド債券）が同じで、為替戦略の異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

### 特色1

#### 日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建て\*のハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

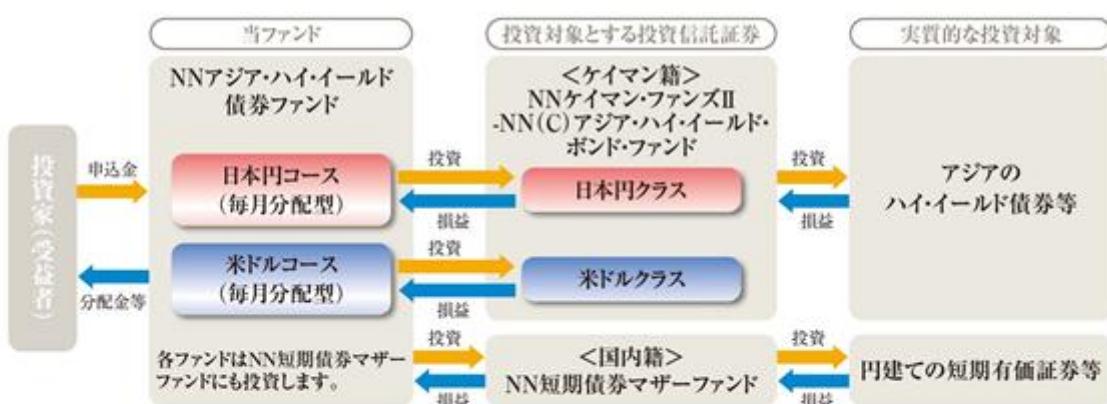
\*米ドル建て以外のハイ・イールド債券に投資することができます。その場合、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

当ファンドは、ケイマン籍の「NNケイマン・ファンズII-NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資を通じて、アジアの企業が発行するハイ・イールド債券に投資します。

### ■ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。



### 特色2

#### NNケイマン・ファンズII-NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの運用は、NNインベストメント・パートナーズ・シンガポール・リミテッドが行います。

### 特色3

#### 日本円コース(毎月分配型)と米ドルコース(毎月分配型)の2本からお選びいただけます。

日本円コース  
(毎月分配型)

対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

米ドルコース  
(毎月分配型)

対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

### 特色4

#### 原則、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき、収益の分配を行います。

※分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

※資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

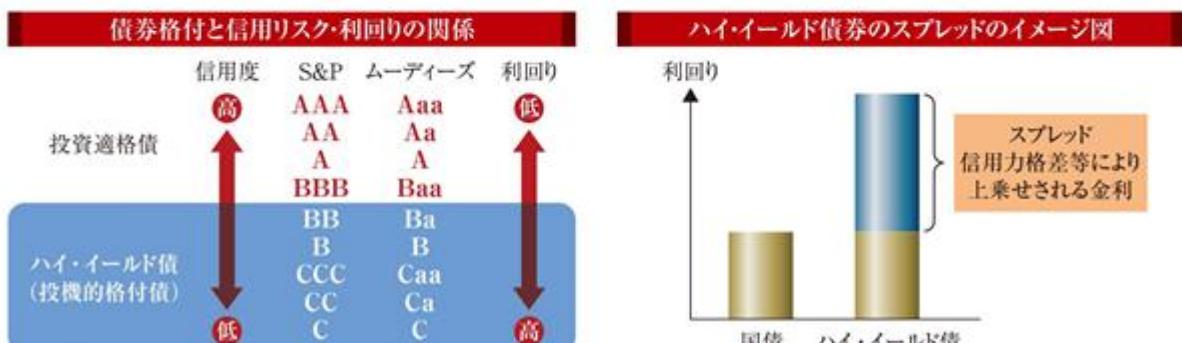
## ▶アジア・ハイ・イールド債券に投資

日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資することで、高水準のインカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

## アジア・ハイ・イールド債券に投資

### ハイ・イールド債券とは

- 一般的に格付機関等(スタンダード&プアーズ(S&P)社、ムーディーズ社など)によって付与される信用度を示す格付がBB/Ba格以下の高利回り債券のことを指します。
- ハイ・イールド債券は、投資適格債にくらべ、信用リスクが高く、債務不履行(デフォルト)に陥るリスクが高い反面、償還までの期間が同じ投資適格債にくらべ、利回りが高いという特徴があります。



出所:S&P社、ムーディーズ社のホームページの情報をもとにNNインベストメント・パートナーズ株式会社が作成

上記はイメージ図であり、すべてに当てはまるものではありません。

### 高成長を続けるアジア

- アジア諸国の経済は比較的高水準の成長を続けており、今後も高い成長が見込まれています。
- また、アジア企業の総資産に対する有利子負債比率は20%程度で推移しており、欧米などの企業に比べ相対的に健全とみられます。
- 経済成長を背景に、アジア企業の財務体質の健全性が保持されることが期待されます。

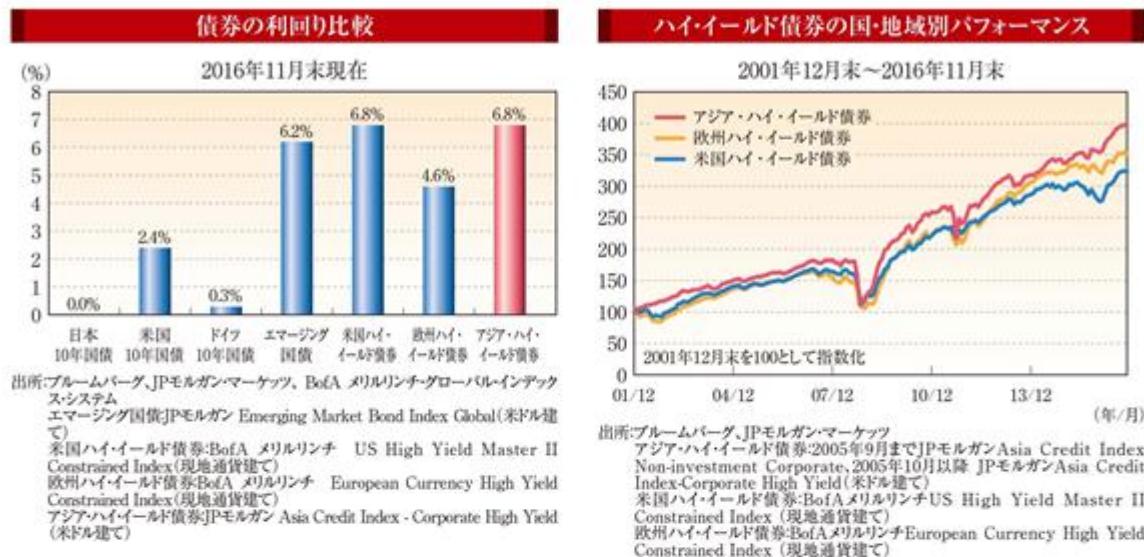


出所:IMF, World Economic Outlook Database, October 2016 アジアはIMFが定義するEmerging and Developing Asia

出所:ブルームバーグのデータをもとにNNインベストメント・パートナーズ株式会社が作成 アジア:MSCIアジア(除く日本)、日本:MSCI日本、米国:MSCI米国、ユーロ圏:MSCIユーロ圏

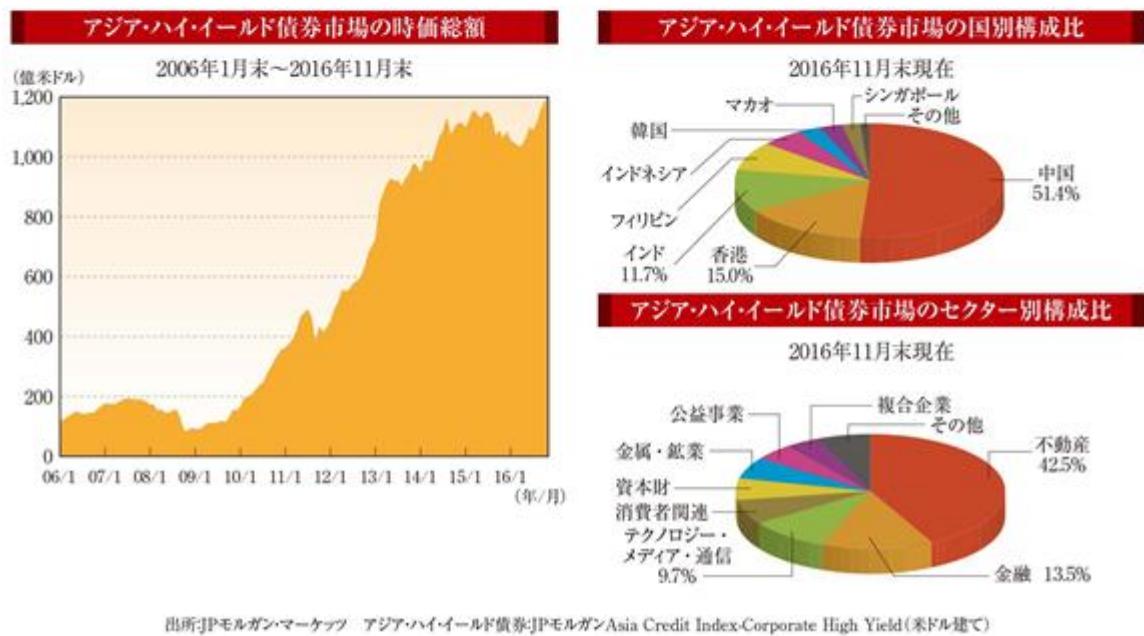
## アジア・ハイ・イールド債券の特徴

- アジア・ハイ・イールド債券は、先進国や新興国との国債にくらべ、相対的に利回りが高く、魅力的と考えられます。
  - 一般に、格付の低い（信用力が低い）債券ほど利回りは高くなる傾向にあります。
  - アジア・ハイ・イールド債券は、リーマン・ショックや欧州債務危機等のリスク・イベントの影響を受け価格変動が大きくなる場面がありましたが、米国や欧州のハイ・イールド債券にくらべて概ね良好に推移しました。



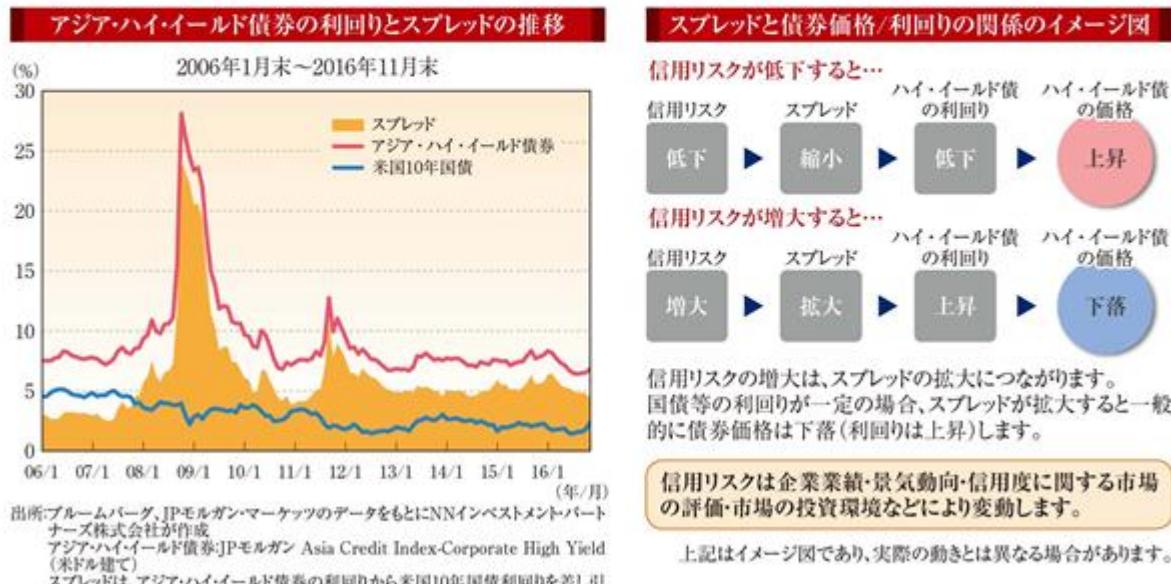
アジア・ハイ・イールド債券市場の環境

- アジア・ハイ・イールド債券市場の歴史は米国や欧州にくらべると浅いものの、市場規模と発行額は近年急拡大し、投資家の注目を集めています。反面、市場の非効率性が多く存在すると言われ、超過収益を獲得する機会が相対的に多いと考えられています。
  - アジア・ハイ・イールド債券市場は、欧米のハイ・イールド債券市場にくらべると流動性が低く、また、発行体の所在国や業種に偏りがみられます。



## アジア・ハイ・イールド債券市場の環境

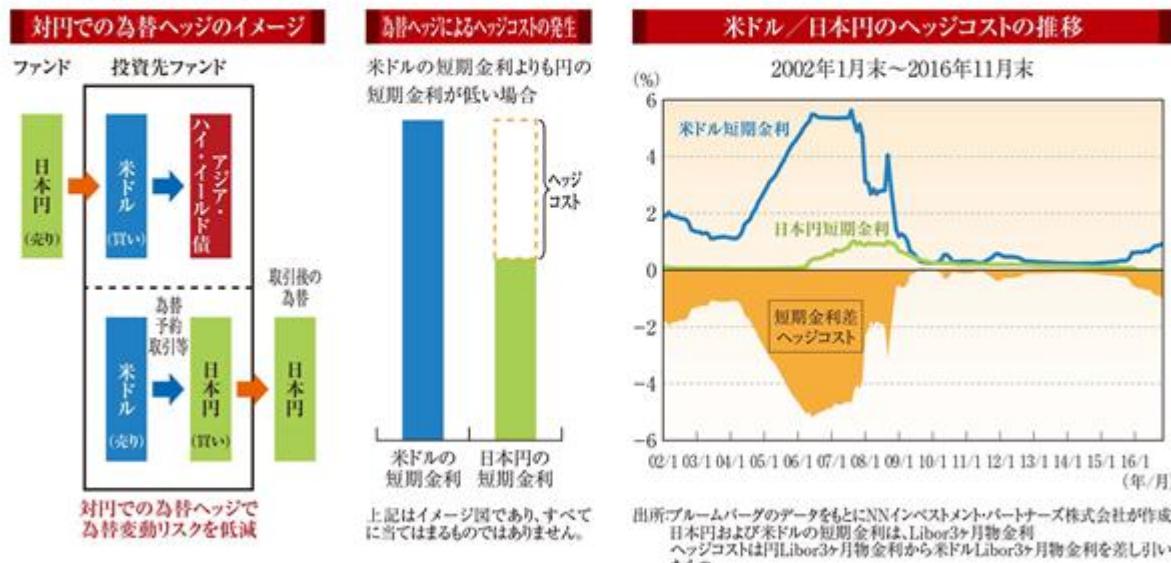
- 2008年の金融危機の影響でアジア・ハイ・イールド債券のスプレッド(国債等との利回り差)が拡大し、デフォルト率も上昇しましたが、その後、金融市场の落ち着きとともにスプレッドは縮小しました。
- 2011年には、欧州の債務問題を発端としたリスク回避の動きからスプレッドが拡大しましたが、内需依存度が高いアジアの企業は、欧州債務危機の影響が相対的に小さく、スプレッドは再び縮小しました。



## 為替ヘッジについて

### NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース(毎月分配型)

- 米ドル資産に対し、対円で為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を目指します。
- 為替ヘッジを行う際には米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。ヘッジコストは、米国と日本の低金利政策の結果、歴史的低水準にあります。



## 為替リスクについて

### NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)

- 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- 米ドルレートが対円で上昇した場合(円安)、為替差益が期待できます。一方、反対に円に対して下落した場合(円高)は、為替差損が生じ、基準価額の下落要因になります。

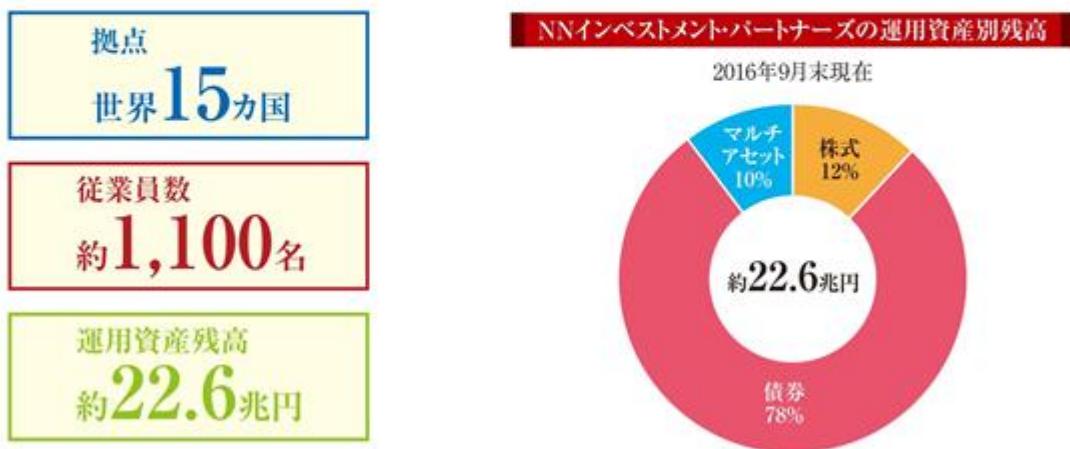


出所:ブルームバーグ

上記データは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

## NNインベストメント・パートナーズについて

- NNインベストメント・パートナーズはNNグループの資産運用部門で、オランダを本拠とし、欧州、アジア、米国に拠点を構え、グローバルに資産運用業務を展開しています。
- 独自の調査や分析、グローバル・リソース、リスク・マネジメントを活用し、主要な資産クラスや投資スタイルにおいて幅広いさまざまな戦略、運用商品、助言サービスを提供しています。



## NNグループについて

- 170年におよぶ伝統を誇るNNグループは、オランダを本拠とし、保険事業および資産運用事業を展開しています。その名は、ルーツである「ナショナーレ・ネーデルランデン」に由来します。
- NNグループは欧州を代表する金融グループのうちのひとつです。NNグループの持株会社であるNNグループN.V.はユーロネクスト・アムステルダムに上場しています。

## NNインベストメント・パートナーズのアジア・ハイ・イールド債券運用

- NNインベストメント・パートナーズは、経験豊富な運用スペシャリストにより構成されるアジア・ハイ・イールド債券運用チームをシンガポールに擁し、相対的に投資調査活動が少ない市場において、その知識と経験を活かした運用を行っています。

### アジア・ハイ・イールド債券運用チーム



### 運用プロセスの概要

ポートフォリオは、最適投資アイディア（ボトムアップ）と推奨ポートフォリオ・プロファイル（トップダウン）を融合して構築されます。



### アジア・ハイ・イールド・ポートフォリオ

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

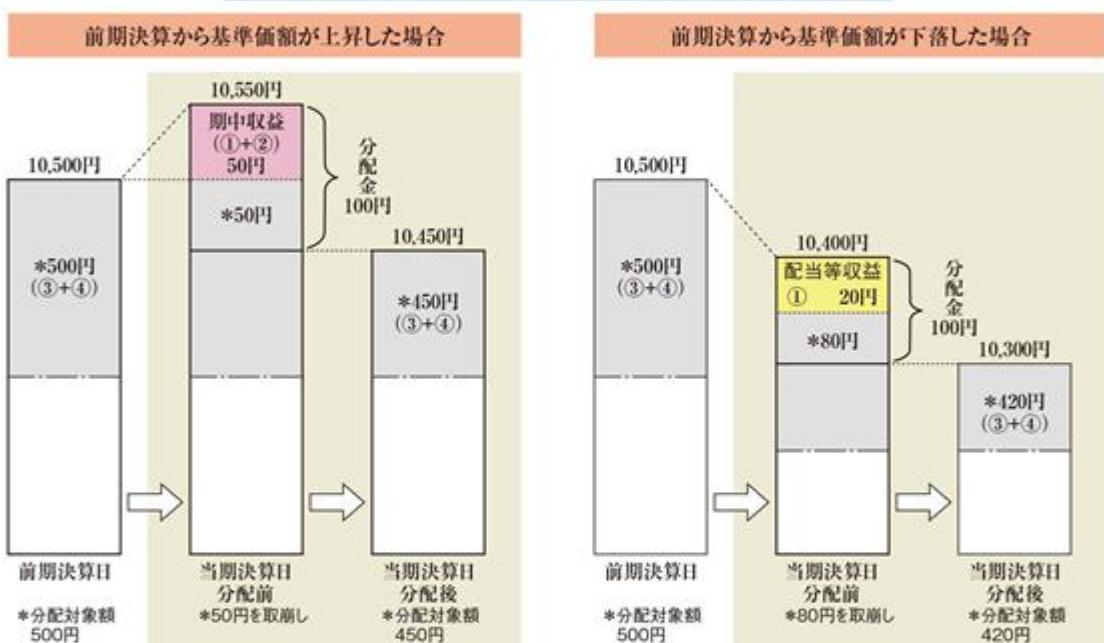
## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



\*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

<投資対象とする投資信託証券の概要>

ファンド名	NNケイマン・ファンズ ファンド 米ドルクラス NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・
ファンドの形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
投資態度	<p>主に米ドル建てのアジア・ハイ・イールド債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>保有資産について対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>ポートフォリオは、最適投資アイディア（ボトム・アップ）と推奨ポートフォリオ・プロファイル（トップ・ダウン）を融合して構築します。</p> <p>資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。</p>
運用管理費用等	純資産総額に対して年率0.3% ただし、監査費用やファンドの設立費用等、ファンド運営に関する費用が別途かかります。
投資顧問会社	NNインベストメント・パートナーズB.V.
副投資顧問会社	NNインベストメント・パートナーズ・シンガポール・リミテッド

ファンド名	NN短期債券マザーファンド
ファンドの形態	国内籍投資信託（円建て）
投資態度	<p>主として残存期間の短い日本の債券に投資します。</p> <p>運用にあたっては流動性を高位に保持します。</p> <p>ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。</p> <p>ポートフォリオに組入れられる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。</p> <p>ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付は原則としてA格以上に保ちます。</p> <p>資産運用は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イールドカーブの分析とポジショニングの決定</li> <li>(2) 銘柄の選定</li> <li>(3) リスクコントロール</li> </ul> <p>の3つのステップで行います。</p> <p>シティ世界マネーマーケットインデックス（日本円3ヵ月ユーロ預金）をベンチマークとします。</p> <p>円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。</p> <p>資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません
委託会社	NNインベストメント・パートナーズ株式会社

## (2) 【ファンドの沿革】

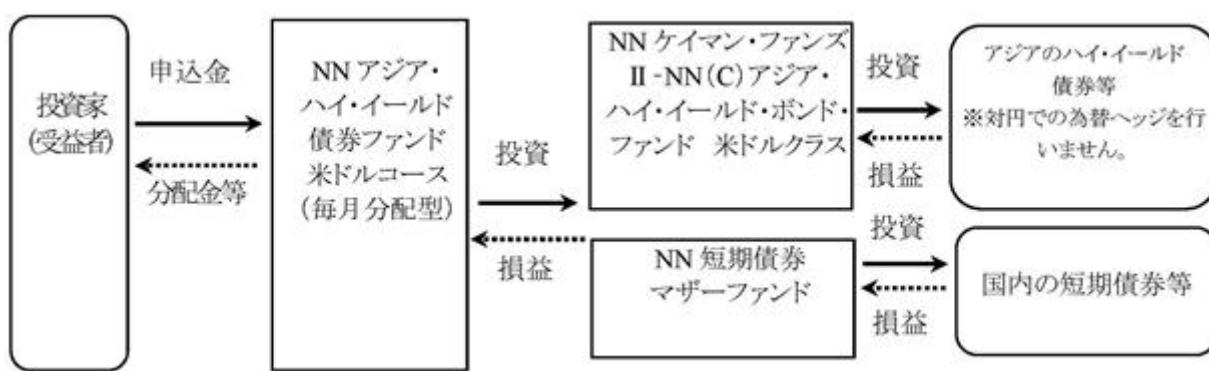
平成24年9月28日 当初設定、信託契約締結、運用開始

平成27年4月7日 ファンドの名称を「NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）」に変更

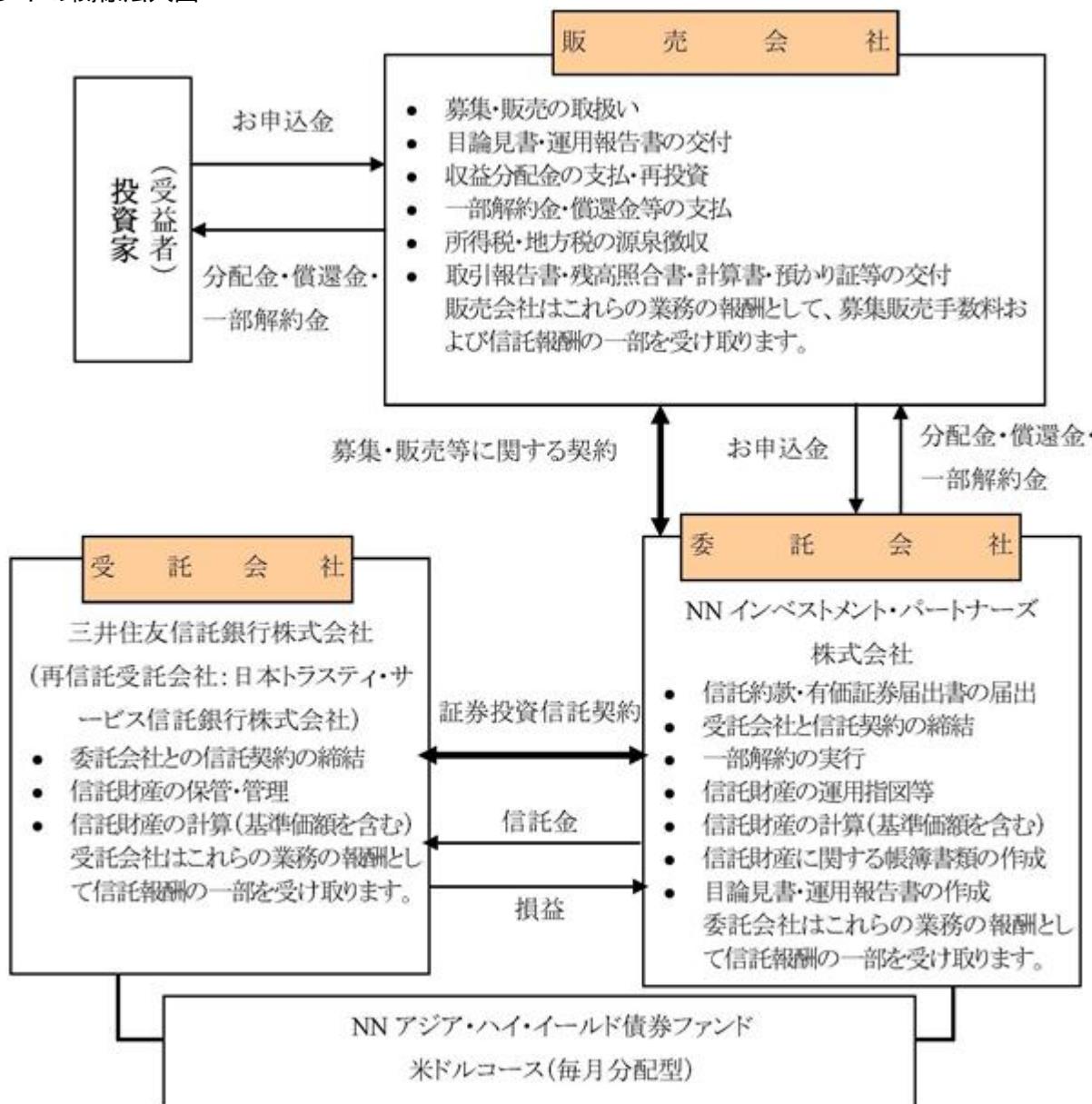
## (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。

### [当ファンドにおける運用の仕組み]



<ファンドの関係法人図>



<契約の主要な内容>

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

<委託会社の概況（本書提出日現在）>

資本金 4億8,000万円

沿革

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号）投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
平成12年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始
平成27年4月7日	商号を「NNインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NNインベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市 2595ASスケンクガーデ65	9,350株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

ケイマン籍の円建て外国投資信託「NNケイマン・ファンズ NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス」および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

NNケイマン・ファンズ NN(C) ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラスへの投資を通じて日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建てのハイ・イールド債券に投資します。

NNケイマン・ファンズ NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラスでは対円での為替ヘッジを行いません。

NNケイマン・ファンズ NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラスへの投資比率を高位に維持することを基本とします。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

## 投資先ファンドの選定の方針

日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建てのハイ・イールド債券に投資すること、および対円での為替ヘッジを行わない方針からNNケイマン・ファンズ NN( C ) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラスを選定しました。

### ( 2 ) 【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a有価証券
- b金銭債権
- c約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a為替手形

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託NNケイマン・ファンズ NN( C ) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラスの受益証券およびNNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたNN短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第16条第1項）

- aコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- b外国または外国の者の発行する証券または証書で、前aの証券の性質を有するもの

- c国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- d指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前cの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第16条第2項）

- a預金

- b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- cコール・ローン

- d手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前に掲げる金融商品により運用することの指図することができます。

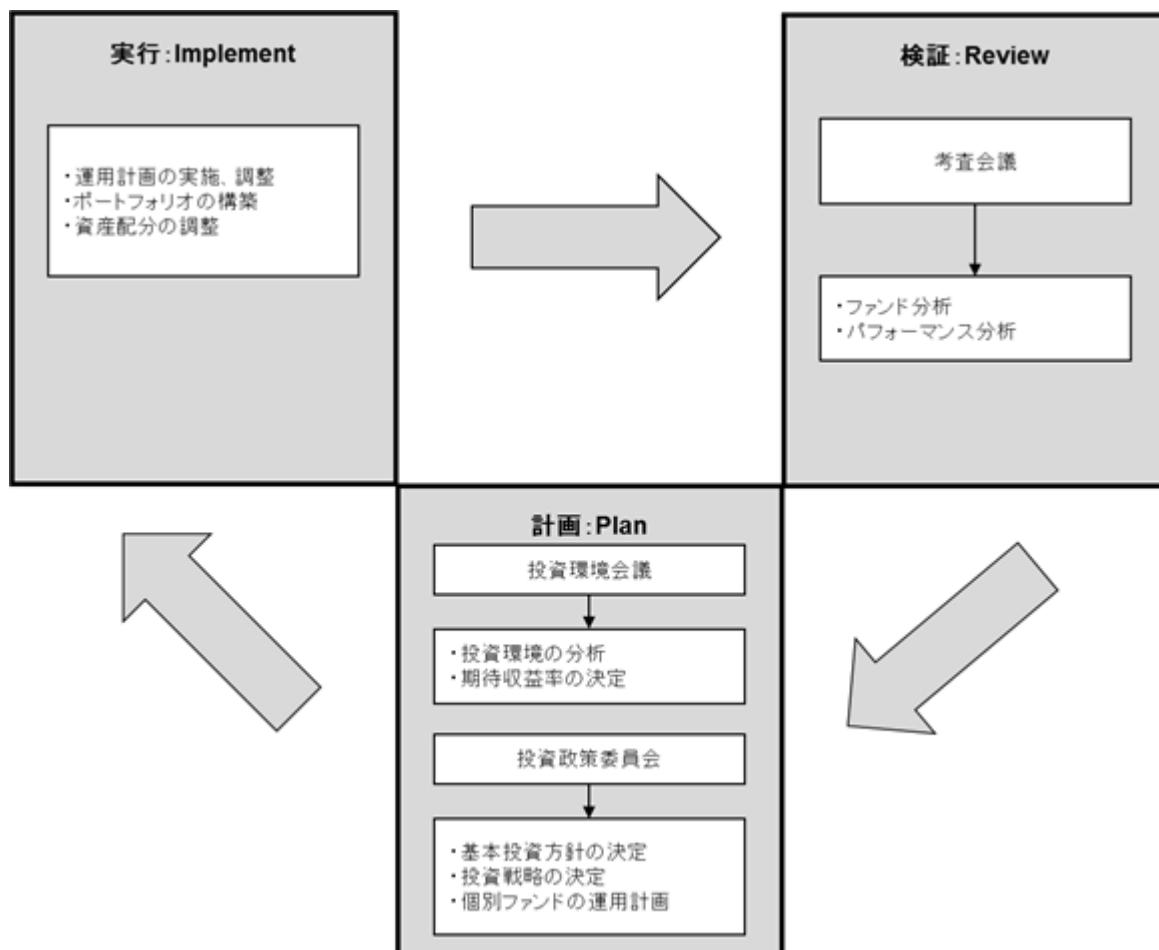
ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は以下のとおりです。

投資先ファンドの名称	NNケイマン・ファンズ NN(C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス
運用の基本方針	主に米ドル建てのアジア・ハイ・イールド債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社の名称	投資顧問会社：NNインベストメント・パートナーズB.V. 副投資顧問会社：NNインベストメント・パートナーズ・シンガポール・リミテッド

### ( 3 ) 【運用体制】

#### 運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、20名程度が当該業務に従事しております。



#### 「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- 株式、債券のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待收益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- 投資方針を承認
- 投資実績の報告
- ファンドの運用計画書の承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

#### 「実行：Implement」

- 運用計画の実施・調整
- 調査結果の討議
- ポートフォリオの見直し

#### 「検証：Review」

月次で開催される考查会議の主な内容は下記の通りです。

- ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証
- ファンドパフォーマンスの要因分析

#### <受託会社に対する管理体制>

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスク管理本部長に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスク管理本部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

#### ( 4 ) 【分配方針】

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎月15日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

##### 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

#### 留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （5）【投資制限】

#### 信託約款における投資制限

- a投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- c外貨建資産への直接投資は行いません。

当ファンドでは外貨建資産への直接投資は行いませんが、当ファンドの主要投資対象である「NNケイマン・ファンズ NN( C ) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス」（ケイマン籍円建て外国投資信託）において外貨建資産への投資を行います。

#### d資金の借入れ（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて外貨建ての債券など値動きのある証券に投資し、また、投資対象とする投資信託証券では対円での為替ヘッジを行いませんので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

##### 金利変動リスク

債券は市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券の価格が下落します。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

##### 信用リスク

債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券の価格は変動します。債券の発行体が債務不履行になった場合には、債券の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れられるハイ・イールド債券は、一般的に投資適格の債券に比べ発行体の業績等の悪化や景気変動等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

##### 為替変動リスク

投資対象とする投資信託証券は外貨建資産を保有しますので為替変動の影響を受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

##### カントリーリスク

一般に債券等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

##### 流動性リスク

債券等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする債券等の流通量が少ない場合等には、最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

##### 換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することができます。

##### その他の留意点

投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、当ファンドは繰り上げ償還します。

## (2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

### 日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)およびコンプライアンス・リスク管理本部によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

### 考查会議（月次）

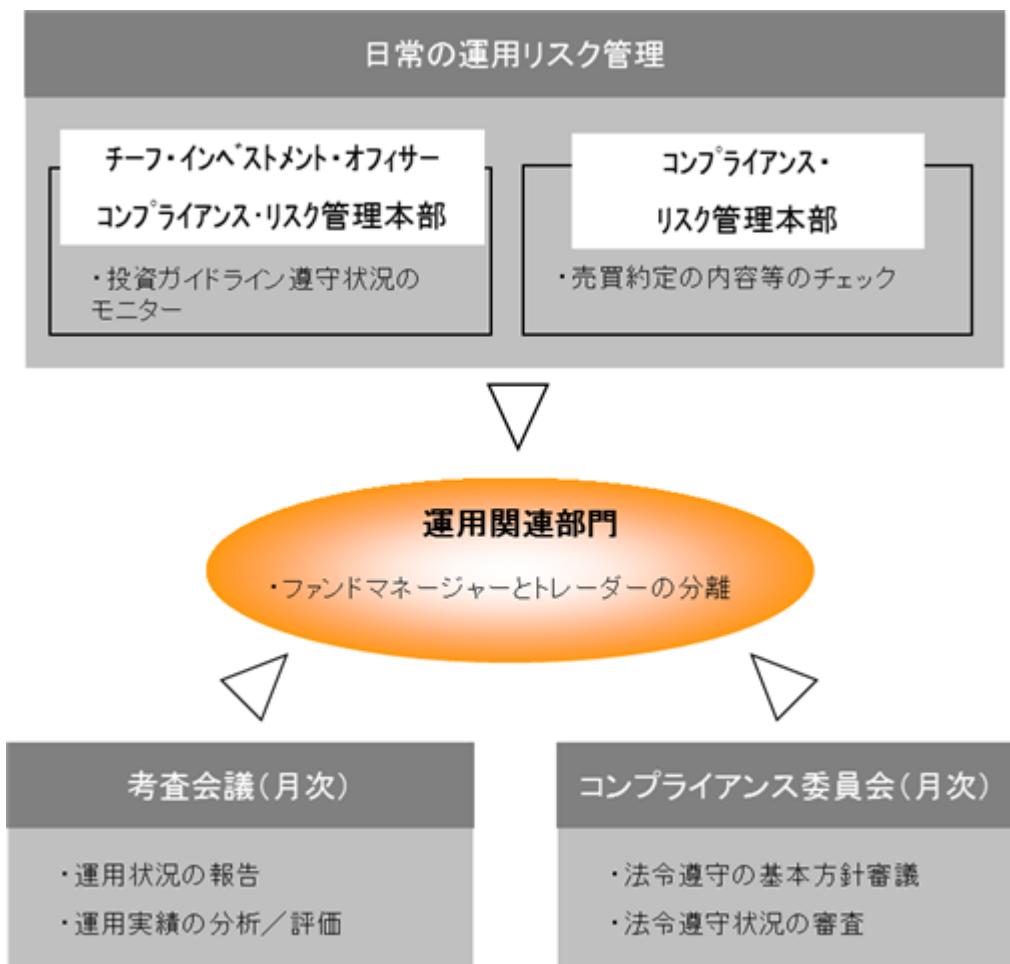
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考查します。

### コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスク管理本部によりモニター
考查会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理本部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

## ファンドのリスク管理体制



## 参考情報

### NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)

#### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

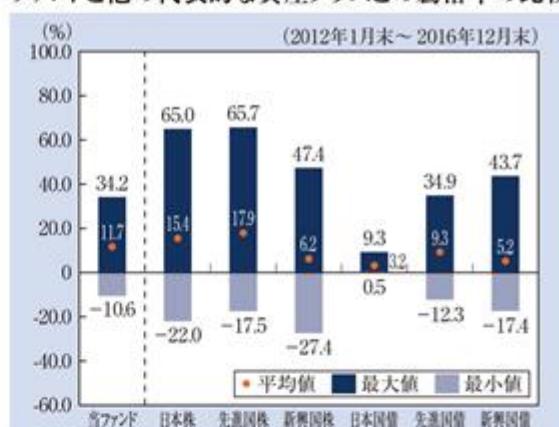


(注1)上記のグラフは、2012年1月から2016年12月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

(注2)分配金再投資基準価額とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。分配金再投資基準価額は実際の基準価額とは異なります。

(注3)当ファンドは2012年9月28日から運用を開始したため、分配金再投資基準価額については2012年9月末以降、ファンドの年間騰落率については2013年9月末以降のデータを表示しています。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1)上記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2)上記のグラフは、当ファンドについては設定日(2012年9月28日)以降の、代表的な資産クラスの指数については過去5年間のそれぞれ各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表記したものです。

(注3)上記のグラフのうち、当ファンドについては税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

#### 各資産クラスの指標

日本株……TOPIX配当込み指数

先進国株…MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株…MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本債券…NOMURA-BPI債券

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債…THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

\*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

(注1)騰落率は、データソースが提供する各指數をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指數のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指數のデータソースは、当該騰落率に関する問題として資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注2)THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注3)TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

(注4)MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

(注5)シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

(注6)NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### ( 1 ) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.78%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。<sup>\*</sup>

\* 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653 (9:00 ~ 17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

##### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためにもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

##### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.5444%（税抜き年1.43%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.756%（税抜き 0.70%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.756%（税抜き 0.70%）
	受託会社 当該純資産額に対し 年率0.0324%（税抜き 0.03%）

信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託銀行：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

上記 の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいつたん信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬の他に、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬は最大で年率1.8444%程度となります。なお、投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。また、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、投資対象とする投資信託証券における取引頻度や資産規模などにより当該信託報酬等および当ファンドの実質的な信託報酬の総額が上記料率を上回ることがあります。

#### ( 4 ) 【その他の手数料等】

ファンドに関する組入有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

ファンドが投資対象とする投資信託証券における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録費用、法律顧問費用、資産を外国に保管する場合の費用、租税、監査費用、借入金や立替金に関する利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### ( 5 ) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15%復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記15.315%の税率は平成50年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

<注1> 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

## <注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(平成28年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	728,370,491	98.93
親投資信託受益証券	日本	1,404,173	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,484,358	0.88
合計(純資産総額)		736,259,022	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### [参考] NN短期債券マザーファンドの投資状況

(平成28年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	300,725,009	12.72
特殊債券	日本	200,144,281	8.47
社債券	日本	1,405,650,981	59.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		456,862,649	19.33
合計(純資産総額)		2,363,382,920	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

( 2 ) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】( 平成28年12月30日現在 )

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 ( % )
NNケイマン・ファンズ NN (C) アジア・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド 米ドルクラス	-	482,300,683	1.49	719,158,548	1.51	728,370,491	98.93
NN短期債券マザーファンド	-	1,339,221	1.0485	1,404,173	1.0485	1,404,173	0.19

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

口) 種類別構成比率

種類	投資比率 ( % )
投資信託受益証券	98.93
親投資信託受益証券	0.19
合計	99.12

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考] NN短期債券マザーファンドの投資状況

投資有価証券の主要銘柄（平成28年12月30日現在）

イ) 主要投資銘柄（全19銘柄）

種類	国名	銘柄名	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
社債券	日本	第310回中国電力株式会社社債（一般担保付）	3.225	2017/7/25	100,000,000	101.80	101,802,580	101.80	101,802,580	4.31
社債券	日本	第30回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	1.780	2017/5/19	100,000,000	100.68	100,683,357	100.68	100,683,357	4.26
社債券	日本	第33回株式会社クレディセゾン無担保社債	2.070	2017/4/27	100,000,000	100.64	100,648,640	100.64	100,648,640	4.26
地方債証券	日本	平成18年度第1回名古屋市公債	1.710	2017/3/30	100,000,000	100.41	100,419,580	100.41	100,419,580	4.25
社債券	日本	第25回公営企業債券	1.770	2017/3/24	100,000,000	100.39	100,399,776	100.39	100,399,776	4.25
社債券	日本	第52回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	1.770	2017/3/17	100,000,000	100.37	100,373,125	100.37	100,373,125	4.25
社債券	日本	第27回国際協力銀行債券	1.770	2017/3/17	100,000,000	100.37	100,372,584	100.37	100,372,584	4.25
社債券	日本	第20回東日本高速道路株式会社社債	0.289	2017/12/20	100,000,000	100.28	100,281,090	100.28	100,281,090	4.24
社債券	日本	第440回関西電力株式会社社債（一般担保付）	1.520	2017/2/24	100,000,000	100.22	100,229,283	100.22	100,229,283	4.24
社債券	日本	第42回京成電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	2.120	2017/2/8	100,000,000	100.22	100,221,800	100.22	100,221,800	4.24
社債券	日本	第157回オリックス株式会社無担保社債	1.110	2017/3/13	100,000,000	100.21	100,212,056	100.21	100,212,056	4.24
地方債証券	日本	第298回大阪府公募公債（10年）	1.900	2017/1/30	100,000,000	100.15	100,158,245	100.15	100,158,245	4.24
地方債証券	日本	平成24年度第14回兵庫県公募公債（5年）	0.220	2017/7/19	100,000,000	100.14	100,147,184	100.14	100,147,184	4.24
社債券	日本	第49回名古屋鉄道株式会社無担保社債	0.300	2017/6/9	100,000,000	100.13	100,130,382	100.13	100,130,382	4.24
社債券	日本	第391回九州電力株式会社社債（一般担保付）	1.820	2017/1/25	100,000,000	100.12	100,128,832	100.12	100,128,832	4.24
社債券	日本	第459回東北電力株式会社社債（一般担保付）	0.869	2017/2/24	100,000,000	100.12	100,126,660	100.12	100,126,660	4.24
特殊債券	日本	第173号商工債（3年）	0.200	2017/6/27	100,000,000	100.10	100,106,315	100.10	100,106,315	4.24
社債券	日本	第425回九州電力株式会社社債（一般担保付）	0.281	2017/2/24	100,000,000	100.04	100,040,816	100.04	100,040,816	4.23
特殊債券	日本	い第740号農林債	0.500	2017/1/27	100,000,000	100.03	100,037,966	100.03	100,037,966	4.23

注1：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2：組入全19銘柄について記載しています。

口) 種類別構成比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	12.72
特殊債券	8.47
社債券	59.48
合計	80.67

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成24年11月15日)	99	99	1.0405	1.0465
第2特定期間末 (平成25年 5月15日)	1,136	1,144	1.3662	1.3762
第3特定期間末 (平成25年11月15日)	1,463	1,474	1.2596	1.2696
第4特定期間末 (平成26年 5月15日)	1,720	1,745	1.2175	1.2355
第5特定期間末 (平成26年11月17日)	1,862	1,876	1.3684	1.3784
第6特定期間末 (平成27年 5月15日)	1,441	1,451	1.3446	1.3546
第7特定期間末 (平成27年11月16日)	1,121	1,130	1.3328	1.3428
第8特定期間末 (平成28年 5月16日)	796	803	1.1853	1.1953
第9特定期間末 (平成28年11月15日)	733	740	1.1594	1.1694
平成27年12月末日	1,051		1.2993	
平成28年 1月末日	970		1.2546	
2月末日	890		1.2094	
3月末日	894		1.2116	
4月末日	816		1.2098	
5月末日	744		1.2083	
6月末日	687		1.1195	
7月末日	711		1.1567	
8月末日	700		1.1311	
9月末日	668		1.1134	
10月末日	728		1.1482	
11月末日	769		1.2077	
12月末日	736		1.2405	

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	平成24年 9月28日～平成24年11月15日	60
第2特定期間末	平成24年11月16日～平成25年 5月15日	480
第3特定期間末	平成25年 5月16日～平成25年11月15日	600
第4特定期間末	平成25年11月16日～平成26年 5月15日	1,080
第5特定期間末	平成26年 5月16日～平成26年11月17日	680
第6特定期間末	平成26年11月18日～平成27年 5月15日	600
第7特定期間末	平成27年 5月16日～平成27年11月16日	600
第8特定期間末	平成27年11月17日～平成28年 5月16日	600
第9特定期間末	平成28年 5月17日～平成28年11月15日	600

### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間末	平成24年 9月28日～平成24年11月15日	4.65
第2特定期間末	平成24年11月16日～平成25年 5月15日	35.92
第3特定期間末	平成25年 5月16日～平成25年11月15日	3.41
第4特定期間末	平成25年11月16日～平成26年 5月15日	5.23
第5特定期間末	平成26年 5月16日～平成26年11月17日	17.98
第6特定期間末	平成26年11月18日～平成27年 5月15日	2.65
第7特定期間末	平成27年 5月16日～平成27年11月16日	3.58
第8特定期間末	平成27年11月17日～平成28年 5月16日	6.57
第9特定期間末	平成28年 5月17日～平成28年11月15日	2.88

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### （4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間末	平成24年 9月28日～平成24年11月15日	103,164,865	7,755,697
第2特定期間末	平成24年11月16日～平成25年 5月15日	847,882,622	111,731,007
第3特定期間末	平成25年 5月16日～平成25年11月15日	645,757,718	315,690,353
第4特定期間末	平成25年11月16日～平成26年 5月15日	743,460,758	491,961,520
第5特定期間末	平成26年 5月16日～平成26年11月17日	504,179,551	556,189,812
第6特定期間末	平成26年11月18日～平成27年 5月15日	372,578,705	661,969,425
第7特定期間末	平成27年 5月16日～平成27年11月16日	111,810,810	341,987,716
第8特定期間末	平成27年11月17日～平成28年 5月16日	40,281,794	209,759,977
第9特定期間末	平成28年 5月17日～平成28年11月15日	83,436,408	122,652,014

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

### NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース(毎月分配型)

#### 分配の推移

決算期	分配金
第55期(2016/7/15)	70円
第56期(2016/8/15)	50円
第57期(2016/9/15)	50円
第58期(2016/10/17)	50円
第59期(2016/11/15)	50円
第60期(2016/12/15)	50円
直近1年間累計	740円
設定来累計	4,400円

\*分配金は1万口当たり、税引き前です。  
\*直近の6計算期間について記載しています。

#### 主要な資産の状況

##### 投資状況

資産の種類	投資比率(%)
NNケイマン・ファンズII・NN (C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	98.84
日本円クラス受益証券	0.23
NN短期債券マザーファンド受益証券	0.93
現金等	
合 計	100.00

\*2011年は設定日(12月5日)から年末までの収益率です。  
\*税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。  
\*当ファンドにベンチマークはありません。

### NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)

#### 分配の推移

決算期	分配金
第45期(2016/7/15)	100円
第46期(2016/8/15)	100円
第47期(2016/9/15)	100円
第48期(2016/10/17)	100円
第49期(2016/11/15)	100円
第50期(2016/12/15)	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	5,400円

\*分配金は1万口当たり、税引き前です。  
\*直近の6計算期間について記載しています。

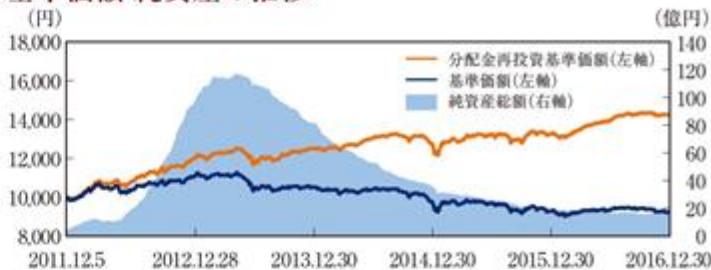
#### 主要な資産の状況

##### 投資状況

資産の種類	投資比率(%)
NNケイマン・ファンズII・NN (C) アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	98.93
米ドルクラス受益証券	0.19
NN短期債券マザーファンド受益証券	0.88
現金等	
合 計	100.00

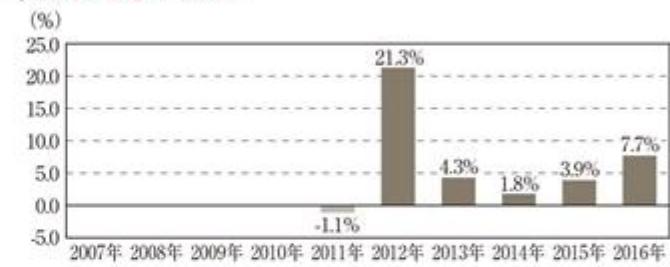
\*2012年は設定日(9月28日)から年末までの収益率です。  
\*税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。  
\*当ファンドにベンチマークはありません。

#### 基準価額・純資産の推移



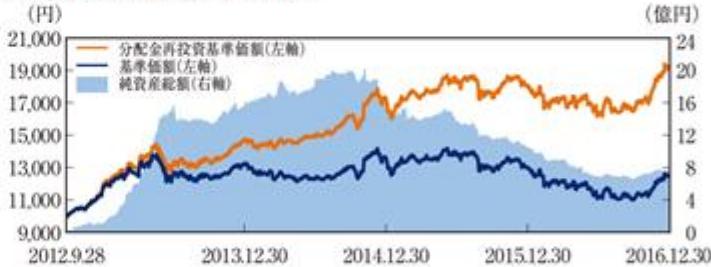
\*基準価額は1万口当たりです。  
\*分配金再投資基準価額とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

#### 年間収益率の推移



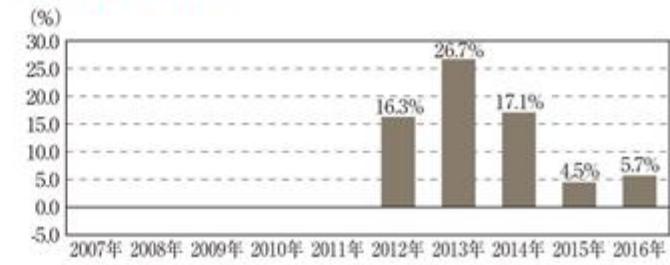
\*2011年は設定日(12月5日)から年末までの収益率です。  
\*税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

#### 基準価額・純資産の推移



\*基準価額は1万口当たりです。  
\*分配金再投資基準価額とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

#### 年間収益率の推移



\*2012年は設定日(9月28日)から年末までの収益率です。  
\*税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

## 〈投資対象とする投資信託証券の資産の状況〉

\*下記データは過去のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

NNケイマン・ファンズII-NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円クラス  
NNケイマン・ファンズII-NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス

2016年12月29日現在

資産構成比率

組入上位10銘柄

資産の種類	投資比率(%)	順位	種類	国・地域名	銘柄名	クーポン(%)	投資比率(%)
外国債券		1	外国債券	インド	ICICI BANK LIMITED V/R	6.375	4.04
中国	47.42	2	外国債券	中国	AGILE GROUP HOLDINGS LTD	9.875	3.95
インドネシア	15.04	3	外国債券	中国	WEST CHINA CEMENT LTD	6.500	3.30
インド	12.77	4	外国債券	マカオ	STUDIO CITY FINANCE LTD	8.500	3.29
マカオ	5.48	5	外国債券	中国	CIFI HOLDINGS GROUP	7.750	3.13
フィリピン	4.68	6	外国債券	中国	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	8.375	3.00
香港	4.07	7	外国債券	中国	CHINA SCE PROPERTY HOLDINGS	10.000	2.96
ベトナム	2.47	8	外国債券	インド	VEDANTA RESOURCES PLC	6.000	2.94
シンガポール	1.52	9	外国債券	中国	CENTRAL CHINA REAL ESTATE LTD	8.000	2.54
スリランカ	1.29	10	外国債券	ベトナム	VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE	8.000	2.47
その他	1.91						
現金等	3.35						
合計	100.00						

\*投資比率は純資産総額に対する各資産の投資割合です。

NN短期債券マザーファンド

2016年12月30日現在

資産構成比率

組入上位10銘柄

資産の種類	投資比率(%)	順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
社債券	59.48	1	社債券	日本	第310回中国電力株式会社社債（一般担保付）	4.31
地方債証券	12.72	2	社債券	日本	第30回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	4.26
特殊債券	8.47	3	社債券	日本	第33回株式会社クレディセゾン無担保社債	4.26
現金等	19.33	4	地方債証券	日本	平成18年度第1回名古屋市公債	4.25
合計	100.00	5	社債券	日本	第25回公営企業債券	4.25
		6	社債券	日本	第52回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	4.25
		7	社債券	日本	第27回国際協力銀行債券	4.25
		8	社債券	日本	第20回東日本高速道路株式会社社債	4.24
		9	社債券	日本	第440回関西電力株式会社社債（一般担保付）	4.24
		10	社債券	日本	第42回京成電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	4.24

\*投資比率は純資産総額に対する各資産の投資割合です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、毎年の12月24日においては、原則として取得の申込みを受けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、毎年の12月24日においては、原則として換金の申込みを受けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653 (9:00 ~ 17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

委託会社のホームページ

アドレス [www.nnip.co.jp](http://www.nnip.co.jp)

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求を取消すことができます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがつて時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653 (9:00 ~ 17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

委託会社のホームページ

アドレス [www.nnip.co.jp](http://www.nnip.co.jp)

#### ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は平成24年9月28日から平成33年11月15日までとします。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

a信託の終了

- (a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。
- (h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(i) 当ファンドが投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。この場合、前（b）から（d）までの手続は行いません。

b 信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前（a）の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 前（b）から前（e）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 前（a）から前（f）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することができます。この場合、前（a）から前（g）までの手続きを準用します。

c 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d運用報告書

委託会社は毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（販売会社によっては2ヵ月前または1ヵ月前）までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6カ月未満であるため財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成28年5月17日から平成28年11月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）

### ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前期末 (平成28年5月16日現在)	当期末 (平成28年11月15日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	15,711,498	20,396,471
投資信託受益証券	785,853,042	726,793,910
親投資信託受益証券	1,404,441	1,404,307
未収入金	5,000,000	-
<b>流動資産合計</b>	<b>807,968,981</b>	<b>748,594,688</b>
<b>資産合計</b>	<b>807,968,981</b>	<b>748,594,688</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	6,720,713	6,328,557
未払解約金	3,562,441	7,648,416
未払受託者報酬	22,156	18,524
未払委託者報酬	1,033,919	864,340
その他未払費用	26,817	19,515
<b>流動負債合計</b>	<b>11,366,046</b>	<b>14,879,352</b>
<b>負債合計</b>	<b>11,366,046</b>	<b>14,879,352</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	672,071,316	632,855,710
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,531,619	100,859,626
（分配準備積立金）	38,679,391	18,657,602
<b>元本等合計</b>	<b>796,602,935</b>	<b>733,715,336</b>
<b>純資産合計</b>	<b>796,602,935</b>	<b>733,715,336</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>807,968,981</b>	<b>748,594,688</b>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	当期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月15日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	32,378,717	25,620,278
受取利息	430	-
有価証券売買等損益	97,469,987	1,940,734
<b>営業収益合計</b>	<b>65,090,840</b>	<b>27,561,012</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	153,443	114,371
委託者報酬	7,160,773	5,337,473
その他費用	26,817	26,927
<b>営業費用合計</b>	<b>7,341,033</b>	<b>5,478,771</b>
<b>営業利益又は営業損失（）</b>	<b>72,431,873</b>	<b>22,082,241</b>
経常利益又は経常損失（）	72,431,873	22,082,241
当期純利益又は当期純損失（）	72,431,873	22,082,241
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	1,091,143	887,967
期首剰余金又は期首次損金（）	280,082,952	124,531,619
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,898,032	10,744,299
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,898,032	10,744,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,181,909	18,541,304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,181,909	18,541,304
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	44,926,726	37,069,262
<b>期末剰余金又は期末欠損金（）</b>	<b>124,531,619</b>	<b>100,859,626</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本計算期間 となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、平成28年 5月17日から平成28年11月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期末 (平成28年 5月16日現在)	当期末 (平成28年11月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数  672,071,316口	1. 特定期間の末日における受益権の総数  632,855,710口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.1853円 (10,000口当たり純資産額) (11,853円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.1594円 (10,000口当たり純資産額) (11,594円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期			当期					
自 平成27年11月17日			自 平成28年 5月17日					
至 平成28年 5月16日			至 平成28年11月15日					
<b>分配金の計算過程</b>								
平成27年11月17日から平成27年12月15日まで								
項目			項目					
費用控除後の配当等収益額	A	4,556,414円	費用控除後の配当等収益額	A	3,345,913円			
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円			
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額					
収益調整金額	C	208,946,621円	収益調整金額	C	156,060,353円			
分配準備積立金額	D	69,454,869円	分配準備積立金額	D	35,297,073円			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	282,957,904円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	194,703,339円			
当ファンドの期末残存口数	F	826,270,729口	当ファンドの期末残存口数	F	611,791,985口			
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,424円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,182円			
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	H	100円			
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,262,707円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,117,919円			
平成27年12月16日から平成28年 1月15日まで								
項目			項目					
費用控除後の配当等収益額	A	4,344,118円	費用控除後の配当等収益額	A	3,932,381円			
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円			
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額					
収益調整金額	C	202,915,635円	収益調整金額	C	156,635,372円			
分配準備積立金額	D	62,932,787円	分配準備積立金額	D	32,483,615円			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,192,540円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193,051,368円			
当ファンドの期末残存口数	F	799,269,544口	当ファンドの期末残存口数	F	613,511,837口			
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,380円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,146円			
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	H	100円			
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,992,695円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,135,118円			
平成28年 1月16日から平成28年 2月15日まで								
項目			項目					
費用控除後の配当等収益額	A	4,200,367円	費用控除後の配当等収益額	A	3,333,224円			
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円			
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額					
収益調整金額	C	196,008,862円	収益調整金額	C	158,405,251円			
分配準備積立金額	D	57,094,780円	分配準備積立金額	D	30,280,675円			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,304,009円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,019,150円			
当ファンドの期末残存口数	F	771,191,069口	当ファンドの期末残存口数	F	619,242,731口			
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,336円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,100円			
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	H	100円			
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,711,910円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,192,427円			
平成28年 2月16日から平成28年 3月15日まで								
項目			項目					
費用控除後の配当等収益額	A	5,042,500円	費用控除後の配当等収益額	A	3,902,875円			
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円			
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額					
収益調整金額	C	187,334,821円	収益調整金額	C	158,351,012円			
分配準備積立金額	D	51,010,236円	分配準備積立金額	D	26,864,319円			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,387,557円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,118,206円			
当ファンドの期末残存口数	F	736,056,573口	当ファンドの期末残存口数	F	616,939,462口			
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,306円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,065円			
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	H	100円			

収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	7,360,565円
--------	-------------------------	------------

平成28年 3月16日から平成28年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,764,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	175,249,853円
分配準備積立金額	D	45,467,876円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	224,482,590円
当ファンドの期末残存口数	F	687,813,662口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,263円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	6,878,136円

平成28年 4月16日から平成28年 5月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,056,599円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	171,340,646円
分配準備積立金額	D	41,343,505円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,740,750円
当ファンドの期末残存口数	F	672,071,316口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,224円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	6,720,713円

収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	6,169,394円
--------	-------------------------	------------

平成28年 9月16日から平成28年10月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,906,686円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	158,024,383円
分配準備積立金額	D	23,780,960円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	185,712,029円
当ファンドの期末残存口数	F	612,584,741口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,031円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	6,125,847円

平成28年10月18日から平成28年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,156,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	164,827,864円
分配準備積立金額	D	20,830,119円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,814,023円
当ファンドの期末残存口数	F	632,855,710口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,999円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	6,328,557円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	当期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月15日
<p><b>1. 金融商品に対する取組方針</b>          当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。</p> <p><b>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク</b>          当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p><b>3. 金融商品に係るリスク管理体制</b>          委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスク管理本部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告しております。</p> <p><b>市場リスクの管理</b>          価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p><b>信用リスク及び流動性リスクの管理</b>          格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p><b>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</b>          金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	<p><b>1. 金融商品に対する取組方針</b>          同左</p> <p><b>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク</b>          同左</p> <p><b>3. 金融商品に係るリスク管理体制</b>          同左</p> <p><b>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</b>          同左</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前期末 (平成28年 5月16日現在)	当期末 (平成28年11月15日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>
(有価証券に関する注記)	

### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	当期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,691,854	19,407,048
親投資信託受益証券	-	-
合計	2,691,854	19,407,048

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	当期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月15日
該当事項はありません。	同左

### (その他の注記)

#### 元本の移動

前期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	当期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月15日
期首元本額	841,549,499円
期中追加設定元本額	40,281,794円
期中一部解約元本額	209,759,977円
期首元本額	672,071,316円
期中追加設定元本額	83,436,408円
期中一部解約元本額	122,652,014円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	NNケイマン・ファンズ NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドルクラス	517,548,893	726,793,910	
投資信託受益証券 小計		517,548,893	726,793,910	
親投資信託受益証券	NN短期債券マザーファンド	1,339,221	1,404,307	
親投資信託受益証券 小計		1,339,221	1,404,307	
合計		518,888,114	728,198,217	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「NN短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。  
また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NN短期債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成28年11月15日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	525,768,918
地方債証券	413,130,540
特殊債券	200,231,761
社債券	1,365,053,199
未収利息	4,283,948
前払費用	2,156,006
流動資産合計	2,510,624,372
資産合計	2,510,624,372
負債の部	
流動負債	
未払金	100,133,000
その他未払費用	20,856
流動負債合計	100,153,856
負債合計	100,153,856
純資産の部	
元本等	
元本	2,298,838,936
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	111,631,580
元本等合計	2,410,470,516
純資産合計	2,410,470,516
負債純資産合計	2,510,624,372

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売り気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### （貸借対照表に関する注記）

(平成28年11月15日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,298,838,936口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0486円
(10,000口当たり純資産額)	(10,486円)

### （その他の注記）

(平成28年11月15日現在)	
子ファンドの期首	平成28年 5月17日
期首元本額	1,911,930,487円
対象期間中の追加設定元本額	846,785,797円
対象期間中の一部解約元本額	459,877,348円
期末元本額	2,298,838,936円
平成28年11月15日現在の元本の内訳	
NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース（毎月分配型）	3,675,910円
NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）	1,339,221円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース / 為替ヘッジなし）	6,793,998円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース / 為替ヘッジなし）	1,914,516円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース / 為替ヘッジあり）	2,480,927円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース / 為替ヘッジあり）	1,669,863円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース / 通貨カバード・コール戦略）	3,339,377円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース / 通貨カバード・コール戦略）	209,922円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジなし / 年2回決算型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジなし / 資産成長型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジあり / 年2回決算型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジあり / 資産成長型）	8,583円
NNグローバルバランスファンドVA（株25型）（適格機関投資家専用）	118,930,287円
NNグローバルバランスファンドVA（株50型）（適格機関投資家専用）	44,361,345円
NNグローバルバランスファンドVA（株70型）（適格機関投資家専用）	29,989,824円
NNマネープールVA（適格機関投資家専用）	2,084,099,414円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
地方債証券	日本円	第298回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	100,387,880	
		平成18年度第5回埼玉県公募公債	100,000,000	100,068,224	
		平成23年度第1回島根県公募公債	12,000,000	12,001,296	
		平成18年度第1回名古屋市公債	100,000,000	100,629,280	
		第30回川崎市公募公債(5年)	100,000,000	100,043,860	
		銘柄数：5	412,000,000	413,130,540	
		組入時価比率：17.14%		20.88%	
合計				413,130,540	
特殊債券	日本円	い第740号農林債	100,000,000	100,098,761	
		第173号商工債(3年)	100,000,000	100,133,000	
		銘柄数：2	200,000,000	200,231,761	
		組入時価比率：8.31%		10.12%	
		合計		200,231,761	
社債券	日本円	第43回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	100,000,000	100,001,264	
		第27回国際協力銀行債券	100,000,000	100,590,204	
		第77回三菱商事株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約無)	100,000,000	100,052,945	
		第25回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,035,418	
		第154回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,049,661	
		第42回京成電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,471,100	
		第52回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	100,591,150	
		第440回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,413,468	
		第310回中国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	102,194,395	
		第459回東北電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,228,360	
		第391回九州電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,351,762	
		第318回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	160,000,000	160,073,472	
		銘柄数：12	1,360,000,000	1,365,053,199	

	組入時価比率 : 56.63%		69.00%
合計		1,365,053,199	
	合計	1,978,415,500	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成28年12月30日

資産総額	756,181,947円
負債総額	19,922,925円
純資産額（ - ）	736,259,022円
発行済口数	593,527,117口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2405円
(1万口当たり純資産額)	(12,405円)

(参考)

「NN短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	2,463,565,605円
負債総額	100,182,685円
純資産額（ - ）	2,363,382,920円
発行済口数	2,254,047,131口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0485円
(1万口当たり純資産額)	(10,485円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

ありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（平成28年12月末現在）

資本金の額：4億8,000万円

会社が発行する株式総数：19,980株

発行済株式総数：9,350株

会社設立後の資本金の額の増減：

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

###### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

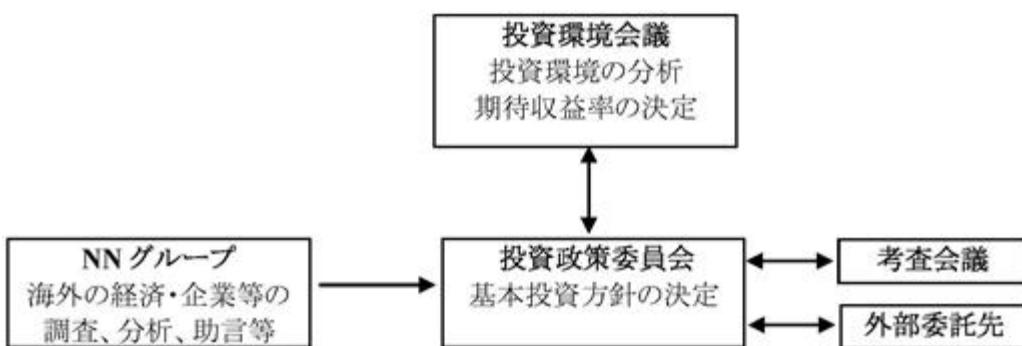
取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

## 運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成28年12月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	37	315,485
合計	37	315,485

## 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、第18期事業年度に係る中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）の中間財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。なお、委託会社の監査人は次のとおり交代しております。

第16期事業年度および第17期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

第18期事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表 有限責任 あずさ監査法人

(1) 【貸借対照表】

期別	第16期 (平成27年3月31日)			第17期 (平成28年3月31日)			
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			2,454,851			2,347,904	
有価証券			26,564			-	
立替金			471			768	
未収委託者報酬			253,324			198,307	
未収運用受託報酬			209,829			122,307	
未収投資助言報酬			105			90	
その他の未収収益			81,055			237,621	
前払費用			18,863			28,871	
繰延税金資産			24,977			21,111	
流動資産計			3,070,042	96.4		2,956,983	96.3
固定資産							
有形固定資産 1			68,292			69,825	
建物附属設備			43,335			39,272	
器具備品			23,127			24,141	
リース資産			1,830			6,411	
無形固定資産			2,489			1,745	
ソフトウェア			2,489			1,745	
投資その他の資産			43,741			42,486	
長期差入保証金			43,243			42,486	
その他			497			-	
固定資産計			114,524	3.6		114,057	3.7
資産合計			3,184,566	100.0		3,071,040	100.0

期別	第16期 (平成27年3月31日)			第17期 (平成28年3月31日)			
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
未払手数料			56,145			52,905	
未払投資顧問料			64,377			49,904	
未払投資助言料			1,783			1,593	
未払金			52,229			47,410	
未払費用			28,250			27,756	
リース債務			1,510			2,365	
未払法人税等			80,437			88,164	
未払消費税等			37,672			14,388	
預り金			78,193			74,615	
賞与引当金			26,914			20,563	
役員賞与引当金			10,351			7,908	
流動負債計			437,866	13.7		387,577	12.6
固定負債							
リース債務			2,077			8,308	
役員賞与引当金			-			20,169	
退職給付引当金			481,662			518,560	
役員退職慰労引当金			48,289			62,425	
固定負債計			532,028	16.7		609,463	19.8
負債合計			969,894	30.5		997,041	32.5
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
(純資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			480,000	15.1		480,000	15.6
資本剰余金							
資本準備金	1,390,000				1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	43.6		1,390,000	45.3	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金	344,253				203,999		
利益剰余金計		344,253	10.8		203,999	6.6	
株主資本合計		2,214,253	69.5		2,073,999	67.5	
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		418	0.0		-	-	
評価・換算差額等合計		418	0.0		-	-	
純資産合計		2,214,671	69.5		2,073,999	67.5	
負債純資産合計		3,184,566	100.0		3,071,040	100.0	

(2) 【損益計算書】

	第16期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			第17期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
<b>営業収益</b>						
委託者報酬	916,862			985,288		
運用受託報酬	1,030,021			1,045,363		
投資助言報酬	303			240		
その他営業収益	320,587			415,751		
<b>営業収益計</b>		2,267,775	100.0		2,446,643	100.0
<b>営業費用</b>						
支払手数料		232,899			351,782	
支払投資顧問料		185,269			202,832	
支払投資助言料		7,081			7,088	
広告宣伝費		4,986			41,171	
調査費		120,447			124,632	
調査費	119,564			123,936		
図書費	882			696		
委託計算費		54,336			48,249	
業務委託費		6,361			6,480	
<b>営業雑経費</b>		94,724			91,900	
通信費	5,853			5,655		
印刷費	45,804			52,685		
協会費	6,041			5,716		
諸会費	910			1,147		
その他営業費用	36,114			26,695		
<b>営業費用計</b>		706,105	31.1		874,137	35.7
<b>一般管理費</b>						
給料		775,054			762,078	
役員報酬	51,011			78,361		
給料・手当	566,547			560,500		
賞与	85,575			58,425		
賞与引当金繰入額	26,914			20,563		
役員賞与	41,331			16,148		
役員賞与引当金繰入額	3,675			28,078		
福利厚生費		103,132			109,708	
交際費		7,049			9,124	
旅費交通費		23,354			38,834	
租税公課		10,656			17,355	
不動産賃借料		61,263			47,374	
退職給付費用		101,166			78,430	

	第16期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			第17期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
役員退職慰労引当金繰入額	千円	千円	%	千円	千円	%
固定資産減価償却費		38,658			14,135	
経営指導料		16,624			17,480	
監査費用		30,589			18,020	
諸経費		21,518			21,580	
一般管理費計		60,648			75,747	
		1,249,718	55.1		1,209,870	49.5
営業利益		311,951	13.8		362,635	14.8
営業外収益						
受取利息		467			417	
受取配当金		142			223	
為替換算差益		10,921			131	
営業外収益計		11,531	0.5		772	0.0
営業外費用						
支払利息		115			120	
有価証券売却損		187			402	
雑損失		441			12	
営業外費用計		744	0.0		535	0.0
経常利益		322,738	14.2		362,872	14.8
特別利益						
移転補償金		28,150		-	-	-
特別利益計		28,150	1.2		-	-
特別損失						
固定資産除却損 1		19,140		3,953		
特別損失計		19,140	0.8		3,953	0.2
税引前当期純利益		331,747	14.6		358,919	14.7
法人税、住民税及び事業税		170,812	7.5		145,410	5.9
法人税等調整額		1,226	0.1		4,072	0.2
当期純利益		162,161	7.2		209,436	8.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金				
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	522,431	522,431	2,392,431	-	- 2,392,431	
当期変動額									
剩余金の配当				340,340	340,340	340,340		340,340	
当期純利益				162,161	162,161	162,161		162,161	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							418	418 418	
当期変動額合計	-	-	-	178,178	178,178	178,178	418	418 177,760	
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	344,253	344,253	2,214,253	418	418 2,214,671	

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金				
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	344,253	344,253	2,214,253	418	418 2,214,671	
当期変動額									
剩余金の配当				349,690	349,690	349,690		349,690	
当期純利益				209,436	209,436	209,436		209,436	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							418	418 418	
当期変動額合計	-	-	-	140,253	140,253	140,253	418	418 140,671	
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	203,999	203,999	2,073,999	-	- 2,073,999	

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6 ~ 18年

器具備品 4 ~ 20年

##### (ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

**注記事項**

(貸借対照表関係)

第16期 (平成27年3月31日現在)		第17期 (平成28年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	6,804千円	建物附属設備	14,409千円
器具備品	25,425千円	器具備品	29,857千円
リース資産	5,103千円	リース資産	1,951千円

(損益計算書関係)

第16期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日		第17期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	
1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。		1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	
建物附属設備	17,310千円	器具備品	2,509千円
器具備品	1,645千円	リース資産	1,443千円
リース資産	184千円		

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第16期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第17期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 8月27日 臨時株主総会	普通株式	100,045	10,700.00	平成27年3月31日	平成27年8月27日
平成27年 12月21日 臨時株主総会	普通株式	249,645	26,700.00	平成27年9月30日	平成27年12月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	149,600	16,000.00	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末(平成27年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,454,851	2,454,851	-
(2) 未収委託者報酬	253,324	253,324	-
(3) 未収運用受託報酬	209,829	209,829	-
(4) その他の未収収益	81,055	81,055	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額43,243千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,454,851	-
(2) 未収委託者報酬	253,324	-
(3) 未収運用受託報酬	209,829	-
(4) その他の未収収益	81,055	-
合計	2,999,059	-

当事業年度末（平成28年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,347,904	2,347,904	-
(2) 未収委託者報酬	198,307	198,307	-
(3) 未収運用受託報酬	122,307	122,307	-
(4) その他の未収収益	237,621	237,621	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額42,486千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,347,904	-
(2) 未収委託者報酬	198,307	-
(3) 未収運用受託報酬	122,307	-
(4) その他の未収収益	237,621	-
合計	2,906,141	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	25,601	25,000	601
小計	25,601	25,000	601
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	963	1,000	36
小計	963	1,000	36
合計	26,564	26,000	564

当事業年度(平成28年3月31日)

該当ありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度末(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	20,759	21	208
合計	20,759	21	208

当事業年度末(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	27,537	52	454
合計	27,537	52	454

(退職給付関係)

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	409,104 千円
退職給付費用	101,166 千円
退職給付の支払額	28,609 千円
退職給付引当金の期末残高	481,662 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	101,166 千円
----------------	------------

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	481,662 千円
退職給付費用	78,430 千円
退職給付の支払額	41,531 千円
退職給付引当金の期末残高	518,560 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	78,430 千円
----------------	-----------

(税効果会計関係)

第16期 (平成27年3月31日現在)	第17期 (平成28年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 8,897千円	賞与引当金 6,345千円
退職給付引当金 155,576	退職給付引当金 160,027
役員退職慰労引当金 15,597	役員退職慰労引当金 19,264
未払費用 9,339	未払費用 8,325
未払事業税 6,400	未払事業税 6,439
資産除去債務 357	資産除去債務 811
その他 4,275	その他 3,564
繰延税金資産小計 200,446	繰延税金資産小計 204,778
評価性引当額 175,262	評価性引当額 183,667
繰延税金資産合計 25,183	繰延税金資産合計 21,111
繰延税金負債	繰延税金資産の純額 21,111
その他有価証券評価差額金 206	
繰延税金負債合計 206	
繰延税金資産の純額 24,977	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
	( % )
法定実効税率 35.6	法定実効税率 33.1
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 5.3	評価性引当額の増減 4.8
交際費等永久に損金に算入されない項目 9.9	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.9
住民税均等割 0.3	住民税均等割 0.6
前期確定申告差異 0.4	前期確定申告差異 2.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.6	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4
その他 1.0	その他 0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.7

第16期 (平成27年3月31日現在)	第17期 (平成28年3月31日現在)
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,949千円減少し、法人税等調整額が1,965千円、その他有価証券評価差額金が16千円、それぞれ増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度及び平成29年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,505千円減少し、法人税等調整額が1,505千円増加しております。</p>

(資産除去債務関係)

第16期 (平成27年3月31日現在)	第17期 (平成28年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,030,325	-	191,525	129,062	1,350,913

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬916,862千円については、制度上、顧客情報を知りえないとため、含まれてありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,045,604	-	217,824	197,926	1,461,355

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬985,288千円については、制度上、顧客情報を知りえないとため、含まれてありません。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	962,759	資産運用業

(注) アイエヌジー生命保険株式会社は平成27年4月1日にエヌエヌ生命保険株式会社に社名変更しました。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないとため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	989,126	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないとため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー アセッタマネジメント	オランダ、 ハーベ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	263,439	未收 入金	75,123
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	962,759	未收 入金	174,969

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。

2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

(3) アイエヌジー アセッタマネジメントは平成27年4月7日にNNIPアセット・マネジメントに、アイエヌジー生命保険株式会社は平成27年4月1日にエヌエヌ生命保険株式会社にそれぞれ社名変更しました。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーベ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	368,503	未收 入金	232,685
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	989,126	未收 入金	95,877

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。

2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

(3) NNIPアセット・マネジメントは平成27年6月8日に会社分割されNNインベストメントパートナーズとなりました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ING Groep N.V. ( アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場 )

NN Group N.V. ( アムステルダム証券取引所に上場 )

NN Insurance Eurasia N.V. ( 非上場 )

NN Investment Partners Holdings N.V. ( 非上場 )

### (1株当たり情報)

第16期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第17期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額 236,863円26銭	1株当たり純資産額 221,818円10銭
1株当たり当期純利益金額 17,343円49銭	1株当たり当期純利益金額 22,399円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
第16期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第17期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
当期純利益(千円) 162,161	当期純利益(千円) 209,436
普通株主に帰属しない金額 -	普通株主に帰属しない金額 -
普通株式にかかる当期純利益(千円) 162,161	普通株式にかかる当期純利益(千円) 209,436
普通株式の期中平均株式数(株) 9,350	普通株式の期中平均株式数(株) 9,350

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産			流動負債		
現金・預金	2,436,433		預り金	40,539	
有価証券	4,031		未払金	92,698	
前払費用	36,253		未払手数料	42,361	
未収委託者報酬	169,067		未払投資顧問料	88,141	
未収運用受託報酬	260,151		未払投資助言料	7,257	
未収投資助言報酬	94		未払費用	19,154	
その他の未収収益	95,399		リース債務	2,379	
繰延税金資産	51,861		未払法人税等	105,948	
その他	572		未払消費税等	27,109	
流動資産合計	3,053,865	96.7	貰与引当金	66,826	
固定資産			役員貰与引当金	28,102	
有形固定資産	61,931		流動負債合計	520,519	16.5
無形固定資産	1,541		固定負債		
投資その他の資産	41,954		リース債務	7,114	
長期差入保証金	41,954		長期貰与引当金	6,386	
固定資産合計	105,427	3.3	役員長期貰与引当金	5,440	
			退職給付引当金	520,271	
			役員退職慰労引当金	69,476	
			固定負債合計	608,688	19.3
			負債合計	1,129,208	35.7
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
			株主資本		%
			資本金	480,000	15.2
			資本剰余金	1,390,000	44.0
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	160,062	5.1
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	160,062	
			株主資本合計	2,030,062	64.3
			評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	21	0.0
			評価・換算差額等合計	21	0.0
			純資産合計	2,030,084	64.3
資産合計	3,159,293	100.0	負債純資産合計	3,159,293	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 自平成28年4月1日 至平成28年9月30日		
科目	金額	百分比
營業収益		%
委託者報酬	407,443	
運用受託報酬	640,765	
投資助言報酬	118	
その他営業収益	198,540	
営業収益合計	1,246,869	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用		
支払手数料	125,040	
支払投資顧問料	153,960	
支払投資助言料	8,804	
その他営業費用	115,026	
一般管理費 1	648,182	
営業費用・一般管理費合計	1,051,013	84.3
営業利益	195,855	15.7
営業外収益 2	10	0.0
営業外費用 3	28,039	2.2
経常利益	167,826	13.5
税引前中間純利益	167,826	13.5
法人税、住民税及び事業税	92,922	7.5
法人税等調整額	30,759	2.5
法人税等合計	62,163	5.0
中間純利益	105,663	8.5

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本剰余金	合計	その他利益剰余金	合計				
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	203,999	203,999	2,073,999	-	- 2,073,999	
当中間期変動額									
剰余金の配当				149,600	149,600	149,600		149,600	
中間純利益				105,663	105,663	105,663		105,663	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							21	21 21	
当中間期変動額合計	-	-	-	43,936	43,936	43,936	21	21 43,914	
当中間期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	160,062	160,062	2,030,062	21	21 2,030,084	

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

###### (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

器具備品 4～20年

###### (ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

###### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

### (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	17,727千円
器具備品	33,150千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	

### (中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1 減価償却実施額	
有形固定資産	7,893千円
無形固定資産	333千円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	9千円
3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	25,886千円
雑損	2,089千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

#### 2. 配当に関する事項

##### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 臨時株主総会	普通株式	149,600	16,000.00	平成28年3月31日	平成28年7月1日

### (リース取引関係)

#### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (借主側)

##### (1) リース資産の内容

###### 有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

当中間会計期間（平成28年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,436,433	2,436,433	-
(2) 未収委託者報酬	169,067	169,067	-
(3) 未収運用受託報酬	260,151	260,151	-
(4) その他の未収収益	95,399	95,399	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 41,954千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### （有価証券関係）

#### 1. その他有価証券

当中間会計期間（平成28年9月30日）

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	4,031	4,000	31
合計	4,031	4,000	31

### （資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
640,884	91,134	107,406	839,425

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬407,443千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	617,682	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

当中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

1 株当たり純資産額	217,121円35銭
1 株当たり中間純利益金額	11,300円93銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	105,663千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主にかかる中間純利益	105,663千円
普通株式の期中平均株式数	9,350株

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間ににおいて取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

### 第2 【その他の関係法人の概況】

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成28年12月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年12月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

## 2 【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

### (2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

## 3 【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## （参考情報）

<再信託会社>

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	51,000百万円（平成28年12月末現在）
事 業 の 内 容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙に委託会社および販売会社の名称、ロゴ・マーク、ならびにNNグループのロゴ・マークを表示することがあります。

目論見書の表紙に、「追加型株式投資信託」、「追加型投信／海外／債券」、「自動けいぞく投資コース」、「一般コース」、「ファンド・オブ・ファンズ方式」等、当ファンドの性格を表示する文言を記載することができます。

また、「NNグループ」および「NN Group」等、NNグループを表わす文言を記載することができます。

(2) 目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネット等に掲載することができます。

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(4) 委託会社の金融商品取引業者登録番号（関東財務局長（金商）第300号）を目論見書に記載することがあります。

- (5) 目論見書に使用開始日を記載することができます。
- (6) 当ファンドの信託財産は信託法によって受託会社の固有財産との分別管理が義務付けられている旨を目論見書に記載することができます。
- (7) 当ファンドの取引に関して金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を目論見書に記載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 眞倉 健司 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年1月13日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）の平成28年5月17日から平成28年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）の平成28年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月5日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。